



2020年度前期県教委交渉!!

新型コロナウイルスの関係で、要求書提出、交渉日時・交渉内容決定までに予想以上に時間がかかりました。いよいよ前期の交渉が始まります。本交渉の後、同じ会場で、専門部として障害児教育部と女性部の交渉もおこなわれます。5月号では障害児教育部の要求内容をお知らせしましたので、今月号は本交渉と女性部交渉の内容をお知らせします。

安全・安心な学校運営に関する要求

1. 新型コロナウイルス感染予防対策に関して、学校現場に過度な混乱を来さないため以下の内容について留意した対策とすること。
 - ① 休校措置の延期、自主登校の対応等について、週末の夕刻に突然週明けからの実施・対応を発表するなど、学校現場を混乱させるような決定・周知をしないこと。
 - ② 学校にマスク、消毒液、手袋等の用品を必要数配備すること。
 - ③ 教職員の安全確保のため、休校期間は積極的に在宅勤務（自宅研修）を行うよう周知すること。小学校で自主登校への対応業務がある場合は、職員間で交代・分担の手配をし、在宅勤務（自宅研修）をとることを働きかけること。

教育条件整備、国及び県の制度改善に関する要求

2. 30人学級の早期実現・教職員定数増を県独自の施策として行うこと。
3. 深刻化している教職員不足、「教育に穴が空く」問題について、以下に示すような対策を早急に講じること。
 - ① 定数内講師を5年間で（2023年までに）なくすという県教委の方針について、文科省に報告した採用見込み数算定の根拠を示すこと。
 - ② 必要な定数に見合うよう新規採用教職員数を増やすこと。また、産休育休・病休などで発生する欠員に備えて年度当初から代替の教員を採用するいわゆる「神戸方式」に準じた対策を実施すること。
 - ③ 年度内の欠員について、県教委が責任をもち教員の確保を行うこと。
4. 児童・生徒数が2学級に10人を超えるような特別支援学級への教員の加配を、県独自に行うこと。また、再任用ハーフの勤務者が2人で特別支援学級の担任となっている状況を是正すること。
5. 全ての希望する生徒が通級指導を受けられるよう、通級指導担当教員の県独自加配を行うこと。
6. 養護教諭の同一校複数配置を拡充するため、県の加配基準を緩和すること。
7. すべての子どもたちの学習権保障のため就学援助制度を拡充し、義務教育に関わる給食費や教材費などを無償化すること。
8. 成立以来3年が経過した教育機会確保法に基づき、県内に少なくとも1つは設置すべき夜間中学を愛知県にも設置すること。
9. 全国学力・学習状況調査について、2020年度以降の調査中止を県として文科省に求めること。もし実施された場合でも、市町村・学校別の成績・平均正答率等を公表しないこと。また、事前対策を行わないよう市町村教委を指導するとともに、事前対策の奨励につながる県の問題別平均正答率の公表を行わないこと。
10. 小学校英語科について、県内すべての小学校に専科教員を加配する計画を策定すること。

11. 子どもの読書活動推進に関する法律、および学校図書館法に基づいた「学校図書館図書整備等5か年計画」による財政措置等を活用し、学校司書を各校に必ず配置するよう市町村教委を指導すること。
12. 除草、修繕、植木剪定など環境整備の業務を担う校務員を加配し、教員が本務に専念できるようにすること。
13. 特別教室へのエアコン設置について市町村別の実施状況を調査すること。

教員免許更新制度、教職員評価制度に関する要求

14. 教員免許更新制度について、現職教員に無用な負担を除くとともに教員不足の状況を改善するため制度の廃止を国に働きかけること。
15. 教職員評価制度を廃止すること。当面、市町村立小中学校において第三者機関による苦情申し立て制度を直ちに確立するよう要請すること。また、他の都道府県の動向に関わらず島根県教委が2016年8月26日に示した見解にみられるような学校教育の本質的条理に基づいて判断し、愛知県では教職員評価の結果をいかなる形で給与に反映させない方針を確立すること。

ハラスメント根絶に関する要求

16. 県のパワハラ相談窓口の位置づけ・役割を明確にするとともに、現状行われている対応を改善し、第三者機関による相談窓口を設置すること。
17. 2020年3月31日に一部改正されたパワハラ防止指針（通知）を、全ての教職員に配布し周知するよう市町村教委を指導すること。

教職員の時間外勤務をなくし、教職員の多忙化を解消することに関する要求

18. 通常の勤務の割振りによって定められた休憩時間に業務をさせず、必ず休憩を取らせることを徹底するよう各市町村教委および各校長を指導すること。その際、「鳥居公務災害認定訴訟」における2011年6月29日名古屋地裁判決及び2012年10月21日名古屋高裁判決が、2015年2月26日最高裁で確定したことに基づき、判決の中で教職員の過重労働を認定する根拠となった「包括的職務命令」による時間外勤務の存在を認識しつつ放置することは管理職として許されないことを市町村教委および各校長に周知すること。
19. 目標が達成できなかった「教員の多忙化解消プラン」を改訂し、さらに長時間労働の是正を進めること。その際、以下の内容が早急実現されるよう対策を打ち出すこと。
 - ① 中止されたフォローアップ会議に代わる会議を開催し、3年間の取り組みによる多忙化解消の到達と課題について総括すること。
 - ② 在校時間管理が未だ自己申告制となっている市町村について客観的機器の早期導入を要請すること。また、2018年2月5日の県教委教職員課長による依頼に基づかず、正規の休憩が取れたものとして記録する方式を採用している

市町村教委に対し、直ちに是正するよう要請すること。

- ③ 「勤務の割振り変更簿」を未だ整備せず、校長が命じた業務であっても適切に割振り変更を行っていない市町村教委・学校について、速やかに「勤務の割振り変更簿」による割振り変更を行うよう要請すること。
 - ④ 3年前に「多忙化解消プラン」が示した「全県的な学校の解錠・施錠時刻」を速やかに設定し周知すること。その際、厚労省も推進している勤務間インターバル制度の趣旨を入れ、早くとも7時30分解錠、遅くとも20時施錠とする方向を示すこと。当面、夜間対応用の留守番電話の設置を進めるよう市町村教委に働きかけること。
 - ⑤ 2017年6月改正の労働安全衛生規則に基づき、該当する職場で月あたり100時間以上の超過勤務となった教職員について、事業者である各市町村教委が産業医に氏名を毎月報告する義務について周知し、50人以下の職場でもできるだけ実施するよう指導すること。
 - ⑥ 上記委員会設置の際、法令に基づいた基準に従って、常時雇用の教職員、労働者をすべて計上することや、衛生管理者・衛生推進者に資格をもった職員を充てることを各市町村教委および各校長に周知し指導すること。
 - ⑦ 2020年1月17日文科省通知いわゆる「教職員の勤務時間に関する上限指針」の内容を市町村教委および各学校に周知し、教員の月の超過労働が45時間以下となるよう具体的な施策を講じること。その際、事前に労働組合と協議の場を設けること。
 - ⑧ 「一年を単位とする変形労働時間制」を、県として導入しないこと。また同様のことを市町村教委へ指導・助言すること。
20. 「部活動指導ガイドライン」が示した部活動指導についての改革の方向に沿って、すべての学校で教員の時間外労働が縮減するように具体化された計画を立てるよう指導すること。その際、以下の内容が早急に実現されるよう努めること。
- ① 2019年12月3日の給特法改正に対する参議院附帯決議に示されたとおり、教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとし学校以外の主体が担うようにするために、早期に県としての方針を策定すること。
 - ② 学習指導要領に定めのない小学校部活動を早期に廃止するよう市町村教委に要請すること。
 - ③ 中学校において、部活動の朝練習を実施している市町村・学校を調査し公表すること。また、補助的で最小限の活動である「始業前」の活動を例外的に実施している場合、その目的を明確にしないまま行ったり恒常的に実施したりした学校・校長を指導すること。
 - ④ 学習指導要領に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と示された通り、部活動への生徒の「全員加入制」を廃止し、部活動に所属しない自由を尊重した経営をする

よう各校長を指導すること。

- ⑤ 教職員の負担を減らすため、本人の同意なく部活動の顧問をさせないこと。また、部活動顧問として放課後や休日に活動するなかで、授業準備や生徒と向き合う時間が十分確保できないほど多忙な状況にあるときは長期間活動を中止したり、顧問業務を外すなどの措置を講じるよう校長を指導すること。
 - ⑥ 新規採用教員や常勤講師など臨時教員に部活動の顧問をさせないこと。また、初任者研修の手引きに明記された「部活動においては、児童生徒、初任者自身への配慮から、副顧問の立場にしておくことが望ましい。」の内容を前年度末までに各校長に周知する手立てを講じ、徹底を図ること。すでに主顧問となっている場合は、運営組織を改編して手引きの内容を遵守するよう指導すること。
 - ⑦ すべての学校で、季節ごとに異なる競技種目を行う部活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う部活動、体力づくりを目的とした部活動等の設置状況を調査し、結果を公表すること。
21. 文部科学省が示した「1時間の授業のためには、1時間の教材研究の時間が必要」との立場どおり、教職員の持ち時間（教科担当学級）数を削減すること。そのために以下のことを周知し指導すること。
- ① 学級対応分の教員である教頭・主幹教諭が、応分の授業時数を担当するよう指導すること。
 - ② 専科教員である教務主任・「校務主任」が、応分の授業時数を担当し、本務である「授業」に専念するよう指導すること。
22. 教職員の長時間労働の要因となっている研究指定校制度を廃止すること。もし、必要な教育課題研究のため最小限の学校にとどめ実施する場合には、「最小限」数の根拠を示すこと。また、研究指定校の当該校長に教職員の時間外労働が増加しないよう「徹底した業務の削減を同時に進めること」や、「従来のような研究発表会を行わずにまとめをすること」などを指導すること。
23. 多忙化解消の観点から県の教育研究論文募集を廃止すること。募集を実施する場合でも、年齢や経験年数等を基準として半ば強制的に応募させることの禁止を明記すること。また、応募者の公的な在校時間記録を同時に提出させるようにし、勤務時間外の在校時間が月45時間を超えている教職員の論文執筆・応募を認めないルールを定めること。
24. 中学校における「キャリアスクールプロジェクト」事業で、現在のように市町村教委単位で実施決定する方式をやめ、職場体験学習の実施を各学校単位で判断・決定できるようにすること。また、実施する場合でも中学生に自衛隊での職場体験をさせないよう指導すること。

小中学校女性教職員に関わる要求書

妊娠、育児に関わること

- ① 妊娠が確認された時から子が3歳に達する年度末まで、1人につき1人、もしくは1校につき1人の正規の代替配置を保障すること。当面は、代替の未配置の状況を早急に改善すること。部分休業にも代替を保障すること。
- ② 不妊治療のための特別休暇を新設すること、当面原因不明の不妊についても、年休ではなく療養休暇を取得できるようにすること。
- ③ 妊婦に対する体育実技補助教員の完全配置を実施すること。また、「補助」ではなく「代替」とすることにより、高温時のプールや寒冷時の運動場などに妊婦が出なくてもいい状態にすること。
- ④ 出産休暇・育児休暇・療養休暇明けの教職員は、本人が希望しない限り異動させないこと。
- ⑤ 「育児短時間勤務」の希望者全員が、確実に取得ができるように体制を整えること。また、校務分掌に配慮し、勤務時間を超えることのないようにすること。短時間勤務制度についても、代替を保障すること。

看護・介護・家族休暇に関わること

- ① 子の看護休暇の対象年齢を中学卒業まで引き上げること。
 - ② 子の高等学校の卒業式出席についても「家族休暇」を認めること。
- 男性の育児休業制度、介護休暇制度を充実し、男性の育児休業取得を促進する計画を策定するよう市町村教育委員会を指導すること。

あらゆるハラスメントのない学校にすること

- ① 新パワハラ指針を学校現場の全ての教職員に配布し、管理職への研修などにハラスメント防止を位置づけること。
- ② ハラスメントの相談窓口を、問題解決のための権限を持つ第三者機関とすること。
- ③ 事実関係の迅速・正確な把握と、行為者に対して適正な対応を行うこと。